

新旧対照表

頁	項目	変更	現行
表紙		新市まちづくり計画 <u>鹿屋市</u> <u>令和2年12月</u> 鹿屋市 一 部改定	新市まちづくり計画 <u>大隅中央合併協議会</u> <u>平成27年9月</u> 鹿屋市 一 部改定
P 4	I. 序論 2. 合併の必要 性と効果 (2)地域の特性 と課題	●東九州自動車道や大隅縦貫 道が <u>整備中</u> であり、国道 220、 269、504 号が交差し、垂水港、 桜島港、鹿児島空港、志布志 港、九州新幹線に通じる、大 隅地域の広域交通の要衝地 となっています。	●東九州自動車道や大隅縦貫 道が <u>整備予定</u> であり、国道 220、269、504 号が交差し、 垂水港、桜島港、鹿児島空港、 志布志港、九州新幹線に通じ る、大隅地域の広域交通の要 衝地となっています。
P 6	I. 序論 3. 計画作成の 方針 (3)計画の期間	市町村の合併の特例に関す る法律では、新たなまちづくり のための合併特例債を <u>合併後 20 年間</u> にわたり活用できるこ ととなっており、本計画に位置 づけられた事業が対象となり ます。 このようなことから、本計画 の期間は、法による財政措置の 期間などを勘案し、 <u>合併後の平 成 18 年 1 月 1 日から令和 7 年 度までのおおむね 20 年間</u> とし ます。	市町村の合併の特例に関す る法律では、新たなまちづくり のための合併特例債を <u>合併後 15 年間</u> にわたり活用できるこ ととなっており、本計画に位置 づけられた事業が対象となり ます。 このようなことから、本計画 の期間は、法による財政措置の 期間などを勘案し、 <u>合併予定で ある平成 18 年 1 月 1 日から平 成 32 年度までの概ね 15 年間</u> と します。
P20	IV. まちづくり の基本方針 2. 将来像	一方、国・県の機関や商業施 設、教育施設などの都市機能が 集積している大隅地域の中核 であるとともに、東九州自動車 道、大隅縦貫道が <u>整備中</u> である こととあわせて、県都鹿児島市 や九州新幹線への連絡口とな っている垂水港や桜島港、鹿児 島空港、中核国際港湾志布志港 を連結する国道の結節点であ るなど広域交通の要衝地でも あります。	一方、国・県の機関や商業施 設、教育施設などの都市機能が 集積している大隅地域の中核 であるとともに、東九州自動車 道、大隅縦貫道が <u>整備予定</u> であ ることとあわせて、県都鹿児島 市や九州新幹線への連絡口と なっている垂水港や桜島港、鹿 児島空港、中核国際港湾志布志 港を連結する国道の結節点で あるなど広域交通の要衝地で もあります。

頁	項目	変更	現行
P36	V. 基本計画 2. 地域別の取 り組み	・ <u>幹線ネットワークの充実など</u> 人・物の交流拠点	・ <u>東九州自動車道のJCT計 画、幹線ネットワークの充実な ど</u> 人・物の交流拠点
P65	VII. 公共的施設 整備の基本的考 え方	<u>公共的施設</u> の整備に当たっ ては、既存施設の有効活用を検討 した上で、既存施設では機能し ない場合に限って <u>複合的機能 を有する施設を視野に入れな がら、整備を検討すること</u> と し、整備及び管理運営について は、民間活力等を積極的に導入 しながら、市民サービスの向上 や経費の節減を図るとともに、 不用の施設は解体（除却）する ことを基本とします。	<u>新たな公共施設の整備に当た っては、既存施設の有効活用を 検討した上で、既存施設では機 能しない場合に限って<u>整備を 検討すること</u>とし、整備及び管 理運営については、民間活力等 を積極的に導入しながら、市民 サービスの向上や経費の節減 を図るとともに、不用の施設は 解体（除却）することを基本と します。</u>
P67	VIII. 財政計画 1. 基本的な考 え方	財政計画は、新市の行財政運 営の指針として市町村の合併 の特例に関する法律第5条第 1項の規定に基づき、普通会計 ベースで作成しています。 <u>令和2年度</u> の財政計画の改 定に当たっては、 <u>令和元年度の 決算額及び令和2年度の決算 見込額を基に、今後の社会経済 の見通し等</u> も考慮し推計して います。 なお、新市における財政運営 に当たっては、財政推計等との 調整を十分に行うとともに、合 併特例債を適用する事業等につ いても、事業の必要性や適債 性、効果等を個別に検証しなが ら、実施していくものとしま す。	財政計画は、新市の行財政運 営の指針として市町村の合併 の特例に関する法律第5条第 1項の規定に基づき、普通会計 ベースで作成しています。 <u>平成27年度</u> の財政計画の改 定に当たっては、 <u>鹿屋市財政構 造改革実行計画における財政 見通しを基本に、社会経済情勢 （平成29年4月から消費税率 10%に増税されると仮定）など</u> も考慮し推計しています。 なお、新市における財政運営に 当たっては、財政推計等との調 整を十分に行うとともに、合併 特例債を適用する事業等につ いても、事業の必要性や適債 性、効果等を個別に検証しなが ら、実施していくものとしま す。

頁	項目	変更	現行
P67	2. 計画の期間	平成 18 年度から <u>令和 7 年度までの 20 年間</u> とします。	平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間とします。
P67	3. 計画の作成方法	<p>(1) 歳入</p> <p>① 地方税 <u>令和元年度の決算額や令和 2 年度の決算見込額を参考に、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケースの指標により計算し、固定資産の評価替や新型コロナウイルス感染症による地域経済等への影響も考慮し推計しています。</u></p> <p>② 地方譲与税等 <u>地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金、基地交付金については、現行制度を基本に、令和元年度の決算額や令和 2 年度の決算見込額を参考に、推計しています。</u> <u>地方特例交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金については、税制改正等を考慮して推計しています。</u></p>	<p>(1) 歳入</p> <p>① 地方税 <u>平成 26 年度の決算見込額を参考に、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の参考ケースの指標により計算し、固定資産の評価替を考慮し推計しています。</u></p> <p>② 地方譲与税等 <u>地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供交付金については、平成 26 年度の決算見込額を参考に、消費税率引き上げに伴う影響及び総務省の平成 27 年度地方財政計画の内容を考慮し推計しています。</u></p>

頁	項目	変更	現行
		<p>③ 地方交付税</p> <p><u>普通交付税については、令和2年度に、合併特例措置（合併算定替）が終了するため、その影響額を見込み、測定単位の見直し（国勢調査による人口の見直し）も考慮し推計しています。</u></p>	<p>③ 地方交付税</p> <p><u>普通交付税については、平成28年度から、合併特例措置（合併算定替）が段階的に縮減されるため、その影響額を見込む一方、交付税算定見直し（支所経費の見直しなど）を考慮し推計しています。</u></p>
P68	3. 計画の作成方法	<p>④ 分担金及び負担金</p> <p><u>令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p> <p>⑤ 使用料及び手数料</p> <p><u>令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p> <p>⑥ 国庫支出金・県支出金（変更なし）</p> <p>⑦ 財産収入</p> <p><u>令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p>	<p>④ 分担金及び負担金</p> <p><u>平成26年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p> <p>⑤ 使用料及び手数料</p> <p><u>平成26年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p> <p>⑥ 国庫支出金・県支出金</p> <p>近年の決算額（決算見込み額）を基本に算定するとともに、社会保障関係経費については、歳出の伸びに連動させて見込み、また、投資的経費については、一定規模の確保を前提に推計しています。</p> <p>⑦ 財産収入</p> <p><u>平成26年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p>

頁	項目	変更	現行
		<p>⑧ 寄附金 近年の決算額（<u>決算見込み額</u>）を参考に推計しています。</p> <p>⑨ 繰入金（変更なし）</p> <p>⑩ 諸収入 <u>近年の決算額（決算見込額）</u>を参考に推計しています。</p> <p>⑪ 地方債（変更なし）</p>	<p>⑧ 寄附金 近年の決算額（<u>決算見込み額</u>）の平均値で推計しています。</p> <p>⑨ 繰入金 単年度収支で不足が生じる年度について、基金から繰り入れるものとして推計しています。</p> <p>⑩ 諸収入 <u>平成 26 年度の決算見込額</u>を参考に推計しています。</p> <p>⑪ 地方債 新市まちづくり計画に基づく新規事業、主要事業等に充当されているもの（通常債、合併特例債等）及び臨時財政対策債の発行見込額を積み上げ方式で推計しています。なお、投資的経費については、一定規模の確保をするため、合併特例債の借入期間延長による活用を考慮し推計しています。</p>
		<p>(2) 歳出 ① 人件費（変更なし）</p>	<p>(2) 歳出 ① 人件費 鹿屋市定員管理計画における今後の職員数などを見込んで推計しています。</p>

頁	項目	変更	現行
		<p>② 扶助費（変更なし）</p> <p>③ 公債費 <u>令和元年度</u>以前の借入に伴う償還額に、<u>令和2年度以後</u>の借入に伴う償還額を見込んで推計しています。</p> <p>④ 物件費 <u>令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額から特殊要因を差し引いた額を参考</u>に推計しています。</p> <p>⑤ 維持補修費（変更なし）</p> <p>⑥ 補助費等 <u>令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額から特殊要因を差し引いた額に今後の動向等を考慮し</u>推計しています。</p>	<p>② 扶助費 近年の決算額（決算見込額）の伸び等を考慮し推計しています。</p> <p>③ 公債費 <u>平成26年度</u>以前の借入に伴う償還額に、<u>平成27年度以降</u>の借入に伴う償還額を見込んで推計しています。</p> <p>④ 物件費 <u>近年の決算額（決算見込額）の平均値</u>で推計しています。</p> <p>⑤ 維持補修費 近年の決算額（決算見込額）の平均値で推計しています。</p> <p>⑥ 補助費等 <u>近年の決算額（決算見込額）の平均値</u>で推計しています。</p>
P69	3. 計画の作成方法	⑦積立金（変更なし）	<p>⑦積立金 市町村振興のための基金造成による積立分を見込んで推計しています。</p> <p>また、単年度収支が黒字に</p>

頁	項目	変更	現行
		<p>⑧ 繰出金等 投資及び出資金、貸付金、繰出金については、近年の決算額（決算見込額）<u>を参考に、今後の動向等を考慮し</u>推計しています。</p> <p>⑨ 投資的経費 普通建設事業費については、新市まちづくり計画に基づく新規事業、主要事業等の積上げや地域経済の下支えとして一定規模の確保を考慮し推計しています。 災害復旧事業費については、近年の決算額（決算見込み額）<u>を参考に</u>推計しています。</p>	<p>なった場合は、後年度の財政運営のために、基金に積み立てるものとして推計しています。</p> <p>⑧ 繰出金等 投資及び出資金、貸付金、繰出金については、近年の決算額（決算見込額）<u>の伸び率等で</u>推計しています。</p> <p>⑨ 投資的経費 普通建設事業費については、新市まちづくり計画に基づく新規事業、主要事業等の積上げや地域経済の下支えとして一定規模の確保を考慮し推計しています。 災害復旧事業費については、近年の決算額（決算見込み額）<u>の平均値で</u>推計しています。</p>